

労働者派遣事業に関わる情報公開

更新 2024年4月1日現在
(有)キタガワビジネスサービス

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第23条第5項の規定により、労働者派遣事業に係る情報を直近の労働者派遣事業報告書に基づき
お知らせいたします。

① マージン率等の報告

| | | |
|--------------------------|-----------------------|---------|
| 対象期間 | 2023年4月1日から2024年3月31 | |
| 派遣労働者数 | 2024年度派遣労働者数 | 47名 |
| 派遣先事業所数 | 2024年度派遣先事業所数 | 14件 |
| 労働者派遣に関する料金の額の平均額（8時間/日） | 2024年度労働者派遣に関する料金の平均額 | ¥13,454 |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額（8時間/日） | 2024年度派遣労働者の賃金の平均額 | ¥9,002 |
| マージン率 | 2024年度マージン率 | 33.1% |

② キャリアアップに資する教育訓練

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施先 | 受講者費用 |
|-------------|--------------------|--------|-----|-------|
| 入社時教育 | 新規雇入れ派遣労働者 | OFF-JT | 派遣元 | 有給・無償 |
| 職種別能力 訓練 | 1年以上雇用見込みのある全派遣労働者 | OFF-JT | 派遣元 | 有給・無償 |
| 階層別訓練 | 1年以上雇用見込みのある全派遣労働者 | OFF-JT | 派遣元 | 有給・無償 |

③ その他福利厚生に関する事項

厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険・定期健康診断・ストレスチェック
年次有給休暇・産休・育児・介護休業制度

④ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か : 締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 全ての派遣労働者
労使協定の有効期間 : 2025年3月31日

⑤ キャリアコンサルタントに関する事項

担当者 鈴木彰弘
連絡先 054-367-6333